

令和元年度 第2回 防府市行政経営改革委員会

次 第

■日 時：令和2年2月4日（火）

午前10時から

■場 所：防府市役所 1号館3階 南北会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議題

(1) 今後の行政経営改革の進め方について

(2) と畜場事業存廃の検討について

5 その他

今後の行政経営改革の進め方について

(総合政策部 企画経営課)

1 改革に取り組むにあたって

本市では、第4次行政改革（平成20年度～平成24年度）から引き続き、平成25年度に「市民との協働を通して持続的に発展していく防府づくりに向けた行政経営の確立」を基本理念とした「防府市行政経営改革大綱（平成25年度～令和2年度）」（以下「現大綱」。）を策定し、その実現を図るための具体的な取組みをまとめた「防府市行政経営改革大綱推進計画（平成26年度～令和2年度）」を平成26年度に策定しています。

現在の改革では、これまでの行政運営の考え方ややり方を見直し、市民と行政が互いに協働・信頼関係を築き、民間企業の経営理念・手法を積極的に取り入れ、成果志向の組織運営体制の構築や、公共施設マネジメント基本方針の策定などの全庁的な仕組みの構築や予算編成手法の見直しなどを行い、限られた行政資源（人・物・金・情報）を最大限に有効活用するための行政基盤の構築に取り組んだ。計画期間が残り1年となった現時点で、42項目中32項目が目標達成となっており、一定の成果はあったものと認識しています。

しかしながら、本市の財政状況は、高齢化に伴う社会保障関連経費や公共施設の老朽化対策などにより歳出が増大する一方、生産年齢人口の減少などの社会経済情勢の変化により歳入は伸び悩み、毎年度財源不足が生じる極めて厳しいものとなっています。

今後さらに厳しさを増す社会経済情勢において、行政サービスの水準を維持し、現時点では想定できないような新たな市民ニーズや公共施設等の老朽化、少子高齢化に伴う社会保障へ対応するには、持続可能な行財政基盤の確立が必要不可欠です。

そのため、AIなどの先端技術の活用や新たな財源確保など、これまで以上にスピード感をもって効果的・効率的な行政経営に取り組む必要があります。

現大綱の取組期間が令和2年度に終期を迎えるにあたり、令和3年度以降の行政経営改革の取組について、基本的な方針は次のとおりとします。

2 基本的な取組方針（案）

(1) 第5次総合計画との一体的な推進

総合計画は、将来の本市の目指すべき姿を示し、その達成のために必要な施策の方向性を明らかにする計画であり、市が実施する様々な取組の指針となる最上位の計画です。

行政経営改革は、組織運営体制の合理化や、効果的・効率的な事業の実施という観点から、本市の行政資源の最適配分について、抜本的な見直しの方向性を示す包括的・横断的な取組であり、総合計画に掲げた政策などを着実に実現するための行財政基盤を支える重要な取組です。

現大綱は、総合計画と別々に策定してきましたが、令和3年度を始期とする第5次市総合計画（以下「次期総合計画」）の策定にあわせ、見直しを行うとともに、市の最上位計画である次期総合計画に統合することにより、一体的な推進を図ります。

これにより、これまで以上に行政経営改革に積極的に取り組む姿勢を明確にするとともに、計画の進捗管理や検証を一体的に行うことで業務の効率化を図ります。

具体的な取組は、以下の4つの視点で洗い出し、次期総合計画における行革部分（以下「大綱」）へ反映する予定としています。

- ① 業務効率の向上
- ② 財政の健全化
- ③ 職員・組織力の向上
- ④ 公民連携の推進

(2) 行政経営改革委員会への意見聴取

大綱の策定に向けて、適宜、行政経営改革委員会へ案を提示し、意見聴取を行う予定としています。

と畜場事業存廃の検討について

【行政経営改革大綱推進計画・取組項目 4-6・取組区分A】

1 と畜場の概要

と畜場とは、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊及び山羊をと殺し、又は解体するために設置された施設です。

本市のと畜場は、明治 42 年に右田村営と畜場として開設され、その後、昭和 9 年に現所在地に移転しています。

現在、施設の維持管理及び衛生管理は市が行い、牛等のと殺、解体は市の利用許可を受けた業者が行っています。

2 取組の経緯

本市では、昭和 45 年度の 11,415 頭をピークに利用頭数は減少に転じ、平成 30 年度にはピーク時の 3%（336 頭）にまで激減しています。

そのため、維持管理経費に占める使用料収入の割合は 10%前後に落ち込み、一般会計からの繰入金により維持管理経費を賄っています。

一般会計からの繰入金は、昭和 60 年度から平成 30 年度までの 34 年間で約 4 億円（平均約 1,100 万円/年）に達していることから、行政経営改革の取組項目として事業の存廃を検討することとしていました。

このような状況下において、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年 6 月 13 日公布）により、と畜場における HACCP（ハサップ）^{※1} に沿った衛生管理が制度化^{※2}され、令和 3 年 6 月までに基準を満たす衛生管理や防疫対策が必要となったことから、早急に結論を出す必要が生じました。

※1 HACCP とは

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称で、「危害要因分析重要管理点」と訳される。

※2 衛生管理の制度化とは

これまで地方自治体の条例に委ねられていた衛生管理の基準を法令に規定することで、地方自治体による運用の平準化が図られた。

3 検討結果

HACCP 対応に関しては、衛生管理基準やマニュアルなどを整備することで対応可能であり、ハード的にも小規模な改修となる見通しであることから、と畜場事業は当面存続することとします。

存続に当たっては、行政経営改革の推進施策である持続可能な財政運営の確立に向け、一般会計からの繰入金に依存しないよう事業の健全化に取り組みます。

4 その他

この取組（と畜場事業存廃の検討）は、行政経営改革大綱推進計画において「実施計画検討中」となっていることから、令和2年度において健全化に向けた工程などを示した実施計画を作成する予定としています。

【参考】

① 維持管理経費（決算）と処理頭数の推移

	H27	H28	H29	H30
使用料収入（千円・端数切捨）	1,288	1,218	1,187	1,143
維持管理経費（千円・端数切捨）	12,764	12,686	12,595	11,352
処理頭数・牛（頭）	382	365	352	336

② 施設（建物）の概要

名称	構造	面積	完成年月日
① と室	鉄筋コンクリート造平屋建	400.44	S36.11.2
② 豚けい留所	鉄筋コンクリート造スレート葺	22.17	S36.11.2
③ 牛けい留所	木造スレート葺平屋建	11.78	S37.2.2
④ 病畜と室	コンクリートブロック造平屋建	26.50	S42.3.31
⑤ 牛けい留所	木造瓦葺平屋建	24.84	S42.3.31
⑥ 作業員室及び管理人室	コンクリートブロック造平屋建	75.73	S42.3.31
⑦ 機械室	コンクリートブロック造平屋建	38.34	S47.3.31
⑧ 骨皮倉庫	コンクリートブロック造平屋建	226.03	S48.3.31
⑨ 汚水前処理上屋	軽量鉄骨造スレート葺	47.45	S50.3.31
⑩ 管理事務室	プレハブ造平屋建	14.78	S53.11.3
⑪ 自転車置場	木造	13.20	S37.2.2
焼却場	軽量鉄骨造	9.90	S42.3.31
	計	911.16	